

消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリング対象施策等（3）

< 5月27日第160回本会議 >

| 対象施策 | 施策番号等 | 対象省庁 | 委員会意見（H26.2.25） | ヒアリング項目 |
|--------------------------|--|-----------------------------------|---|---|
| エステ・美容医療サービス | 重点施策 14 施策番号 39-2、 39-2-2、 153-3、 153-3-2 | 厚生労働省 | <p>(12) エステ・美容医療サービス</p> <p>①「医療機関ホームページガイドライン」や「医療広告ガイドライン」の実効性について、必要かつ十分な検証・評価を実施されたい。（なお、次回の「消費者基本計画の検証・評価・監視」において、平成26年3月末までの検証・評価の結果を報告していただきたい。）</p> <p>②上記両ガイドラインの実効性が担保されない場合は、美容医療機関等のホームページにおける表示を医療に関する広告とみなすなどの法改正を含めた表示適正化の実効性を担保するための措置を検討されたい。</p> <p>③医療機関のホームページの監視について、指導権限を持つ保健所に対する厚生労働省による支援の在り方等について検討し、必要な対策を講じることを明確に記述されたい。</p> <p>④美容医療サービス等における消費者（患者）への事前説明及びその同意に関し、医療従事者及び指導を行う保健所が適切に対応できるよう、具体的なQ&Aの作成や具体例の提示等の方策について検討し、実施することを明確に記述されたい。</p> | <p>(1) 広告</p> <p>①「医療機関ホームページガイドライン」や「医療広告ガイドライン」の実効性に係る検証・評価の状況について説明されたい。</p> <p>②広告の概念について再度検討を依頼しているが、その後の取組状況について説明されたい。</p> <p>③医療機関のホームページの監視について、保健所に対する厚生労働省の支援の在り方等に係る検討状況を説明されたい。</p> <p>(2) 事前説明</p> <p>①「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」に関して、医療従事者や保健所等が判断しやすいように具体的なQ&Aの作成や具体例の提示等の工夫を行うことについての取組状況を説明されたい。</p> |
| 消費者安全② （冷凍食品への農薬混入問題） | 施策番号 3、29 | 消費者庁 農林水産省 食品安全委員会 厚生労働省 | — | <p>(消費者庁)</p> <p>○アクリフーズ農薬混入問題に関する消費者相談への対応について、地方の消費者生活センター等との連携状況を説明されたい。</p> <p>(消費者庁、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省)</p> <p>①アクリフーズ農薬混入問題に対するこれまでの対応状況について説明されたい。</p> <p>②「冷凍食品への農薬混入事案を受けた今後の対応パッケージ」（平成26年3月）における申合せ内容と今後の取組について説明されたい。</p> |